

地域・まちづくりDX推進支援業務委託 仕様書（案）

1. 業務名

地域・まちづくりDX推進支援業務

2. 業務の目的

本市では、今後の地域・まちづくりDXを推進していくにあたり、住民と共に、地域社会の未来についてありたい姿を描き、デジタル技術などを活用した実行策の検討を進めていくこととしている。

地域・まちづくりDXを推進していくためには、本市に住み・働き・学ぶ人たちと一丸となって、実現を目指すまちの将来像や、その実現に向けた施策の基本的な方向性等を考える必要がある。

本業務は、施策推進のベースとなる「DX推進計画」を策定するにあたり、本質的な地域課題の理解、今後取り組むべき具体的なサービス事業や実現策に関する企画案、それらの優先順位を検討・整理する作業のほか、住民サービスの向上、新たな価値提供を目指し、具体的な施策・計画策定を行うことを目的とする。

また、DX推進計画を策定するに当たり、民間事業者が持ちうるノウハウや知見を最大限活用した計画策定を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

なお、国が示す「自治体DX推進計画」に掲げられている項目も重視しつつ、地域性に適した住民サービスについて、国や県の方向性と整合性を図りつつ、デジタル技術に知見のある専門家の支援のもと、実効性のある推進計画を策定し、DXを図ることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで

4. 対象地域

神奈川県綾瀬市全域

5. 業務の目標

- (1) 「DX推進計画」（仮称）の策定（2024年12月末目標）
- (2) 上記計画推進のための大学・NPO・事業者などの参画による推進体制の確立

6. 業務内容

デジタル技術に関する専門的な知見をもとに、「DX推進計画」の策定の支援を行うこと。また、本計画は、デジタル技術の活用による住民の利便性向上に関わる「まちづくりDX」と行政手続きの業務改革やDX人材育成に関わる「行政DX」の2つの内容を含むものとする。

(1) 綾瀬市のまちづくりDXにかかる課題の整理

- ・ 庁内の各担当課にヒアリング等を実施し、綾瀬市のまちづくり、デジタル活用、外部組織との連携、DX人材確保といった現状を把握すること。
- ・ また、人口減少・少子高齢化、持続可能なまちづくり、地域経済の活性化といった本地域の本質的な課題を体系的に整理すること。
- ・ 綾瀬市総合計画2030の方向性・方針を踏まえること。
- ・ 次フェーズ以降のサービス具体化の指針となるものであること。

- (2) 綾瀬市のありたい姿（まちづくりDXビジョン）の策定
- ・ 有識者や住民が参加するワークショップを開催し、住民中心の行政サービスおよびまちづくりの観点から将来のありたい姿を描くこと。その際、受託者側からサービスデザインの経験でデジタル化をアドバイスできる有識者が参加すること。
 - ・ ワークショップは、デザイン思考等の手法を活用し、①現状課題や地域の魅力の確認、②10年後のありたい姿の議論、③ありたい姿を実現するサービスアイデア検討などを組み込むこと。
 - ・ ワークショップの議論を踏まえて、ありたい姿を綾瀬市のビジョンとしてイラスト制作すること。
- (3) ありたい姿を実現するデジタル施策および住民サービスの検討
- ・ 課題整理結果やワークショップの討議内容を基に、交通、健康、防災・防犯、見守り、移住定住、地域活性化など各領域におけるデジタル等を活用したサービス、および非デジタルの施策を検討すること。
 - ・ サービス（施策）ごとに、DXビジョンを実現するためのロードマップを作成すること。なお、ロードマップは、人材育成や庁内ルールの整備、実施体制の整備などとあわせて複眼的に設定すること。
 - ・ 検討するサービス（施策）は、国や県の施策方針と整合を図ること。
 - ・ 各サービス（施策）の優先度・重要度を考慮し、重点プロジェクトを設定すること。
 - ・ 各サービスはマネタイズ案を含めたビジネスモデルとして整理すること。
 - ・ デジタル技術及び非デジタル施策を調和させた解決策を検討すること。
 - ・ 綾瀬市におけるデータ連携基盤の必要性、将来のあり方についても検討すること。
 - ・ デジタルデバイスを活用できず、デジタル化の流れに取り残されている情報弱者への配慮を含めること。
 - ・ サービスごとのKPIを設定すること。
- (4) 施策を実施するための推進計画書の作成
- ・ 上記の検討結果を基に、施策実行・事業化に向けた絞り込み、取り組み優先度を決定すること。
 - ・ 施策内容、事業化対象サービス、推進体制、スケジュール、コスト試算などを含む推進計画案を作成すること。
 - ・ 「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月版）」の趣旨を踏まえ、デジタルの力を活用した地方創生という目的が明確となるよう作成すること。
- (5) 策定委員会運営支援業務
- 学識者等で構成するDX推進計画策定委員会を設置し、委員会に出席の上、資料及び会議録の作成支援を行うこと。開催は、全2回程度とする。なお、開催場所は、発注者側で用意する。
- また、本委員会における委員報酬（日額8,400円程度）及び旅費については、受託者の負担とすること。（外部委員6名程度の予定）
- (6) アドバイザー支援業務
- 本業務実施に当たり、先進地の事例や一般的なDXに関することについて助言等を行うこと。

(7) DX職員研修

DXを組織目標として認識共有し、職員の意識醸成を図るため、次のとおり研修を企画し、実施すること。

ア 対象

担当職員研修（約100名）

管理職員研修（約50名）

イ 研修内容等

研修の内容、手法、実施時期、回数等については、受注者と協議のうえ、決定する。
本市の現状及び課題を把握し、単なるDXの概論ではなく、当事者意識を醸成でき、かつ、地域・まちづくりDXの趣旨が全課共通の認識となる研修を行うこと。

7. 定例会及び実施状況の報告

- (1) 作業計画に基づき、適時定例会を実施し、プロジェクトメンバー間の円滑なコミュニケーションを図る（概ね月1回以上。原則対面による開催とするが、その内容及び発注者受注者の協議により、リモート可）
- (2) 中間報告会及び最終報告会を実施し、情報共有および合意形成を図る
- (3) 日々の相互連絡については、本市が導入しているチャットツールを利用するものとし、密な情報共有が図れるよう努めること。アカウントは5名分程度、無償で発行する。（(株)トラストバンク LoGo チャット）

8. 成果物

(1) 成果物

以下の成果物を電子データにてCD-RまたはDVD-R等の媒体で提出
また電子データのほか、各10部印刷でも納入すること

No	成果物
1	業務完了報告書
2	現状分析報告書
3	中間報告書
4	綾瀬市まちづくりDX推進計画書（案）（全体版） （イラストを用いた将来像のイメージ図も含む。）
5	綾瀬市まちづくりDX推進計画書（案）（概要版） （イラストを用いた将来像のイメージ図も含む。）
6	DXビジョンのイラスト
7	議事録（定例会議ほか本業務に関係する会議）

(2) 納期

令和7年1月31日（金）

(3) 納入場所

〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川 550 番地
綾瀬市役所 経営企画部 情報政策課 DX推進担当（事務棟2階）

9. 想定スケジュール

	タスク名	概要
4月～5月	課題の整理	課題ヒアリング、分析など
6月～7月	ありたい姿（DXビジョン）の策定	ワークショップ、ビジョン策定など
8月～10月	施策、サービスアイデアの検討	DX施策検討、サービス選定など
11月～12月	まちづくりDX推進計画書の作成	DXビジョン実現に向けた計画策定

10. 事業の適正な実施に関する事項

- (1) ヒアリング・ワークショップ等の参加者
ヒアリング・ワークショップ等の参加者は、受託者が推挙する有識者、事業者、住民の候補から市との調整のうえ選出すること。
- (2) 事業者の体制・能力
DX推進計画策定等支援業務の実績、スーパーシティ・スマートシティの事業構想業務の実績、デジタル田園都市国家構想交付金の採択支援の実績を有すること。
- (3) 権利の帰属
本事業により新たに発生した著作権は、市及び受託者の二者に帰属することとし、市と受託者と協議の上、加工及び二次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、市は権利留保物について受託者と協議の上、当該権利を必要に応じて使用できることとする。
- (4) 再委託の制限
受託者は原則、業務の全部または主要部分を第三者に委任、請け負わせてはいけない。ただし、市と協議のうえ、合意できた場合は認める。
- (5) 個人情報保護
本業務において個人情報を取り扱う場合は、国の個人情報保護に関する法律を遵守すること。
- (6) 機密保持
受託者は、本事業の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。また、委託業務に係る個人情報その他の情報資産について漏洩、改ざん、汚損、損傷、亡失等の情報セキュリティに対する事故防止措置を講じること。
- (7) その他
 - ・ 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。
 - ・ 調査・分析等に当たっては、発注者と事前に打合せを行い、双方理解の上で実施すること。
 - ・ 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
 - ・ 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
 - ・ 各種判断については、公募や業界団体からの推薦、公的機関の認証等を得ているなど、選定理由が明確であるよう十分に留意すること。
 - ・ 本業務の履行において生じた疑義についての取扱いは、その都度発注者と受注者で協議の上決定する。

以上